令和８年度姫路市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）　ＦＡＱ

令和８年10月

No.	分　類	質　問	回　答
1	応募について	実施を希望する事業者が多い場合は。	本事業は、市町村子ども・子育て支援事業計画に定める、乳児等通園支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策に基づき実施することから、ニーズに対する提供量が充足した場合、新たな認可は行いません。したがって、応募事業者の事業計画を審査し、提供量がニーズ量を超える見込みになった場合は、地域バランスなどを考慮し選定することになります。また、提供量に不足がある場合には、引き続き実施事業者の募集を行います。なお、事業の実施時期や受け入れ可能な年齢の設定については、事業者を選定する際に考慮する項目とします。
2	応募について	年度途中から事業を実施することはできるか。	提供量に不足がある場合は、年度途中にも事業者の募集を行い、応募があれば年度途中からの実施も可能にする予定です。
3	応募について	事業者決定後、人員不足などの理由で辞退することか可能なのか。	事業者決定に続き事業認可後、実施施設一覧を公表しますので、辞退することのないよう、人員の確保の見込みを十分検討の上、応募していただきたいと思います。
4	対象となる子ども（利用者）	利用期間中に３歳になった場合、いつまで利用できるのか。	利用できるのは３歳の誕生日の２日前までとなります（民法第143条第2項により、誕生日の前日に年齢を重ねることから、誕生日の２日前までが満３歳未満となります）。
5	対象となる子ども（利用者）	０歳から１歳、１歳から２歳など、利用期間中に年齢が変わる場合は、利用クラス（一般型（在園児合同）の場合）や給付単価が変わるのか。	保育所等同様、年度当初の月齢に応じて歳児が決まるので、年度の間で利用クラスが変わることはありません。また、給付単価についても、年齢が変わったタイミングで変わるのではなく、各年度ごとに切り替わります。
6	対象となる子ども（利用者）	企業主導型以外の認可外保育施設に通っている場合は、制度を利用することができるのか。	可能です。
7	対象となる子ども（利用者）	認可施設や企業主導型保育施設に通園していない子どもかどうかは何で判断できるのか。	認定の際、市で確認します。認定後に就園が決まった場合等は、利用者から辞退の手続きを行ってもらうことで、事業の対象でなくなるため、その後の利用ができなくなります。
8	対象となる子ども（利用者）	認定後に市外へ転居したが、利用中の施設をそのまま利用することはできるか。	本制度は市町村の区域を越えて施設を利用できるため、可能です。ただし、姫路市の認定対象でなくなるため、利用者から一旦辞退の手続きを行ってもらい、転居先の自治体で再度認定を受けてから利用いただく必要があります。
9	対象となる子ども（利用者）	一時保育事業を利用している子どもや障害児の通所給付施設（児童発達支援センター、児童発達支援事業所等）に通っている子どもは、本事業の利用の対象となるか。	本事業の対象となる要件を満たしている場合、対象となります。
10	利用可能時間	1人あたり月10時間を超える預かりを行うことはできるか（１回３時間×月４回等）。	給付要件は月10時間を上限とするため、それを超える時間については、給付対象となりません。
11	利用可能時間	乳児等通園支援事業の利用児が定員に満たない場合、利用枠に空きが生じるため、一人あたり月10時間以上の受け入れを行ってよいか。	
12	実施方法	なぜ、余裕活用型は実施しないのか。	余裕活用型は、保育所等において、当該施設の利用定員が総数に満たない場合に、定員の範囲内で乳児等通園支援事業を実施するもので、在園児が利用定員に達すると乳児等通園支援事業の利用ができなくなります。市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき乳児等通園支援事業の提供体制を確保していくにあたり、利用定員が不確実な余裕活用型での実施は行いません。
13	実施方法	子育て支援室を利用して、地域子育て支援事業と交互に日を分けて同じ部屋で事業を実施する場合、一般型（専用室独立実施）に分類されるか。	一般型（専用室独立実施）に分類されます。なお、実施にあたっては、要件等をこども保育課に確認してください。
14	開所日及び定員設定	在園児の受入開始年齢に合わせ、１歳半未満の子どもは利用不可としてよいか。	可能です。ただし、満３歳になると事業を利用できなくなるため、年度当初は１・２歳児の利用が多いですが、後半に向けて２歳児が減り、０歳児が増える傾向にありますので、できる限り複数の年齢枠を設けていただければと思います。
15	開所日及び定員設定	土曜開所は必要か。平日の開所時間は何時から何時までという縛りはあるか。	事業者で預かり可能な日（曜日）や時間を設定してください。子どもの育ちを応援するという制度の趣旨上、早朝や夜の預かりは避けてください。
16	開所日及び定員設定	施設の行事がある日や希望保育期間等、職員が確保できないといった理由で、預かりを実施できない日を設定してよいか。	事前に利用者に周知を行った上、預かりを実施しないことは可能です。
17	開所日及び定員設定	１年のうち一部の期間、事業を休止したり、縮小することを前提に実施することは可能か。例えば、放課後児童健全育成事業と併設で実施する場合、学校開校日の午前は、乳児等通園支援事業を行い、長期休業中は、実施が困難となるので、休業又は実施を縮小することは差し支えないか。	可能です。なお、毎年休業期間が決まっているような場合については、あらかじめ、乳児等通園支援事業の運営規程等に提供を行わない日を定めていただくようお願いいたします。
18	設備基準	面積基準上限まで在園児が在籍している場合、乳児等通園支援事業の利用児が加わると面積基準を割ってしまうため、そもそも一般型（在園児合同）では実施できないということか。	その場合は一般型（在園児合同）を実施できませんので、一般型（専用室独立実施）（空き教室や遊戯室等）での検討をお願いします。
19	設備基準	一般型（在園児合同）で、１歳児保育室（部屋面積70㎡）で事業を実施するとき、利用定員の上限が15人の場合、乳児等通園事業利用児は何人まで受け入れられるか。	ほふく室の面積基準が1人あたり3.3㎡必要なため、70㎡÷3.3㎡＝21人となり、在園児の利用定員が15人であれば、乳児等通園支援事業利用児の定員は最大６人となります。
20	設備基準	専用室で０～２歳児５人の定員を設ける場合、最低限必要な面積はいくらか。	複数の年齢区分を合わせて定員を設定する場合、利用状況により、０歳児５人、１歳児３人＋２歳児２人等、さまざまな組み合わせが考えられるため、最も面積を要するほふく室の基準にあわせ、3.3㎡×５人＝16.5㎡が必要となります。

令和８年度姫路市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）　ＦＡＱ

令和８年10月

No.	分　類	質　問	回　答
21	設備基準	０～２歳児の受け入れは行っていないので、乳児室やほふく室が無いが、保育室又は遊戯室で２歳児のみ受け入れることは可能か。	現在、本体施設で保育を提供していない年齢の子どもに対しても、設備・職員等の要件を満たしていれば受け入れは可能です。
22	設備基準	一般型（在園児合同）で、在園児が定員に達したら、専用室型に変更することは可能か。	一般型（在園児合同）の場合、在園児の定員と乳児等通園支援事業の定員の合計に対して面積基準、人員配置基準を満たしていただく必要があるため、在園児が利用定員に達しても、乳児等通園支援事業利用児には影響が出ないものと考えます。ただし、年度途中で部屋に空きができて専用室での実施が可能となった場合、実施方法を変更していただくことは可能です（認可事項の変更届が必要です）。
23	設備基準	乳児等通園支援事業に遊戯室を使用してもよいか。	可能です。ただし、通常保育に支障がないようにしてください。
24	設備基準	現状保育に使用しておらず、採光面等で保育室としての基準を満たしているかわからない空き部屋がある。そのような場合でも、面積基準を満たしていれば乳児等通園支援事業の専用室として使用できるのか。	「姫路市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に従い、保育所等と同様、保育に適した環境が提供できる部屋を使用してください（条例第６条第６項：乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない）。
25	設備基準	事業を実施するにあたり、改修工事やICT機器の導入に対する補助はあるか。	施設整備の補助はありませんが、保育所等業務効率化推進事業（保育所等における業務のICT化を行うためのシステムに係る補助金）の対象機能として「キャッシュレス決済に関する機能」を導入し、乳児等通園支援事業に使用していただくことも可能です。
26	一時預かりとの関係	一時保育事業を実施している場合、既存の一時保育専用室を、乳児等通園支援事業の一般型（専用室独立実施）に使用できるか。	それぞれの事業ごとに職員の配置、設備の基準を満たす場合は、共有することが可能です。
27	一時預かりとの関係	月・木は一時保育事業、火・水・金は乳児等通園支援事業を実施するとして、同じ保育士が同じ場所でそれぞれの事業の専任として従事するのは問題ないか。また、同じ日・時間帯に同じ場所で、一時保育の子どもと乳児等通園支援の子どもを預かることも可能か。	同じ保育士が同時にそれぞれの事業を実施することは認められませんが、隔日で各事業の専任となることは可能です。また、各事業の面積基準を満たす限り、同じ日・時間帯に同じ場所で各事業を同時に実施することも可能ですが、それぞれの事業に別の専任職員を置く必要があります。
28	一時預かりとの関係	職員を一時保育事業と兼任した場合、それぞれの事業の運営費における算定対象となるか。	乳児等通園支援事業と一時保育事業は別事業なので、職員・設備を区分しなければなりません。補助金等の対象にする経費もそれぞれで算定することになります。それを踏まえた上で、同じスペース、同じ職員を、乳児等通園支援事業と一時保育事業の両方に充てること、例えば、午前は乳児等通園支援事業を実施し、午後は一時保育事業を実施するなどとすることは可能です。
29	一時預かりとの関係	一時保育事業を実施している場合、乳児等通園支援事業と保育スペース及び職員を共有できるのか。	
30	一時預かりとの関係	乳児等通園支援事業と一時保育事業の両方を実施する場合、一時保育事業の支援があれば、乳児等通園支援事業の職員は１人でよいか。	乳児等通園支援事業を利用する児童の歳児と人数から計算した必要保育士数が１人以内で、当該保育所等で一時保育事業と一体的に事業を実施し、一時保育事業の担当職員の支援を受けることができる場合、当該支援を行う職員と乳児等通園支援事業の専従者をもって乳児等通園支援事業従事者を２人とカウントできるため、乳児等通園支援事業の職員は１名（保育士）で構いません。
31	人員配置基準	「乳児等通園支援」の専従の配置が求められる場合、当該事業を行っているときのみ、専従であれば、他の時間帯については問題がないという理解でよいか。	事業を実施している間、専従であれば構いません。
32	人員配置基準	乳児等通園支援事業の専従職員に、非常勤職員をあててもよいか。	常勤職員である必要はありません。事業を実施する日に必要な受け入れ体制が整っていれば構いません。
33	人員配置基準	乳児等通園支援事業の専従職員が病欠の場合、受け入れを制限できるか。	他の職員を充てる等して、受入制限は可能な限り避けてください。
34	人員配置基準	本体施設の保育士の余剰保育教諭等の数値がどれくらいで乳児等通園支援事業人員が確保されていることになるのか。	本体施設の保育士については、歳児ごとの必要人数、加算のための必要人数、補助事業に必要な人数を確保してください。乳児等通園支援事業については、これらに必要な保育士以外で専任職員を配置する必要があります。乳児等通園支援事業についても、歳児ごとの受入定員数に応じて専任職員の配置必要数は異なります。従って、余剰保育教諭等の数値だけでは判断できません。
35	人員配置基準	乳児等通園支援事業に従事している職員は、施設型給付費等における処遇改善等加算の対象となり得るか。	一般型乳児等通園支援事業に従事している職員に対する給料等は、乳児等支援給付費等から支出するものになるため、施設型給付費等における処遇改善等加算の対象にはなりません。ただし、一般型乳児等通園支援事業を実施していない時間帯に、当該職員が保育所等において通常の教育・保育に当該保育所等の職員として従事する場合については、施設型給付等における処遇改善等加算の対象とすることは可能です。
36	人員配置基準	乳児等通園支援事業の従事職員に、スポットワーク（いわゆるスキマバイト）の職員を充てることはできるか。	事業従事者の定数上の取り扱いについて、スポットワーク（短時間かつ単発の就労を内容とする雇用契約の下で働くことをいう。）により採用された職員を充てることは、病気等のやむを得ない事情により当日の欠勤が急遽生じた場合に活用すること等は妨げられませんが、子どもとの安定的かつ継続的な関わりが重要であるため、原則、保育所等に継続的に勤務する職員を充てることとしてください。
37	人員配置基準（緩和基準）	乳児等通園支援事業と、当該保育所等や一時保育事業が「一体的に」運営されているとはどのような状況を指すのか。	原則として、同一の施設又は事業所の場所、かつ、同一の時間帯において実施されることをいいますが、渡り廊下により複数の施設又は事業所が繋がっている等必要な支援を行うことができる場合は、同一の施設又は事業所でなくても構いません。また、同じ施設又は事業所の場所であっても、保育所等の職員が必要な支援を行うことができないような位置関係において実施されている場合等には、一体的に運営されていると解することはできません。
38	人員配置基準（緩和基準）	支援を受けられる「保育所等」とは何を指すのか。	保育所、幼稚園、認定こども園のほか、一時預かり事業、地域子ども・子育て支援拠点等といった子育て支援に関する施設又は事業を想定しています。

令和８年度姫路市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）　ＦＡＱ

令和８年10月

No.	分　類	質　問	回　答
39	人員配置基準（緩和基準）	「保育所等の支援を受けられる場合」について、「支援をする施設本体の職員」は、乳児等通園支援事業と一時保育事業の両事業で同一の職員を充てることができるか。	各事業の専任職員は２つの事業で兼務ができませんが、支援をする職員は兼務可能です。
40	人員配置基準（緩和基準）	一般型（在園児合同）で、０歳児保育室で事業を実施するとき、在園児が８人、職員３人のところ、乳児等通園支援事業の利用児１人が加わる場合、０歳児３人につき職員１人の配置となるため、新たな職員を配置しなくてよいか。	一般型（在園児合同）の保育従事者は専従職員でなければならないため、職員は、３名（在園児対応）に加え、職員配置の緩和規定が適用できますが、最低でも１名（乳児等通園支援事業利用児対応）の配置が必要です。
41	人員配置基準（緩和基準）	乳児等通園支援事業の利用児が０歳児クラスに１人、１歳児クラスに１人混じる場合、必要保育士は何人になるか。	乳児等通園支援事業の利用児を複数のクラスに分かれて預かる場合、それぞれのクラスごとに、乳児等通園支援事業の専任職員が最低でも１名の配置が必要になります（ただし、それぞれのクラスで在園児対応職員の支援を受けられる場合は、職員配置の緩和規定が適用されます）。
42	人員配置基準（緩和基準）	複数の年齢での利用があった際、保育を提供している年齢のクラスが配置基準内であれば、専従保育士はそれぞれのクラスを行ったり来たりしてもいいか。	
43	人員配置基準（緩和基準）	一般型（在園児合同）で下記の例の場合、緩和規定で専従職員を１人として事業を実施することは可能か。 例）２歳児、面積基準での受入人数30人に対し、在園児20人、乳児等通園支援事業６人の合計26人、職員：在園児配置４人、乳児等通園支援事業配置１人の合計５人	・面積基準　30人受入可能なところ、26人のため実施可能。 ・職員配置基準　在園児20人に対し職員４人、乳児等通園支援事業利用児６人に対し職員１人となり、緩和規定に該当し（必要保育士数が１人以内で在園児配置職員の支援が受けられる）、実施可能です。
44	人員配置基準（緩和基準）	保育所等と一体的に事業を実施する場合、乳児等通園支援事業の専従職員は１人でよいか。	乳児等通園支援事業を利用する児童の歳児と人数から計算した必要保育士数が１人以内で、当該保育所等で一体的に事業を実施し、保育所等の担当職員の支援を受けることができる場合、当該支援を行う職員と乳児等通園支援事業の専従者をもって乳児等通園支援事業従事者を２人とカウントできるため、乳児等通園支援事業の職員は１名（保育士）で構いません。
45	人員配置基準（緩和基準）	子どものための教育・保育給付では、当月初日児童数や職員配置でその額を算出するが、本制度では時間ごとの事業となるため、職員配置が適正であるかどの時点で判断するのか。	保育所、乳児等通園支援事業等に関する職員配置の基準は、認可基準であるため、当該事業を行うどの時点においても適切に満たされている必要があります。その上で、毎年度実地監査を行い、職員配置について確認します。
46	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について	安全計画の策定が義務付けられているが、保育所等の安全計画に追記することで足りるか（第８条）。	既に安全計画を別途定めている場合は、乳児等通園支援事業の実施に伴い必要となる内容を加えていただければ構いません。なお、安全計画の策定等に当たっては、「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」（令和４年12月15日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）を踏まえ対応してください。
47	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について	乳児等通園支援事業の運営規程について、保育所等の園則や運営規程に追記することで足りるか（第17条）。	本体事業とは別に定めてください（ただし、すでに定めている内部の規程との間で、定める事項に応じて同一の内容を定めることは差し支えありません）。
48	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について	乳児等通園支援事業にかかる苦情への対応として窓口を設置する必要があるが、既に設置している窓口で通常保育とあわせて苦情を受け付けるという措置でよいか（第20条）。	構いません。乳児等通園支援事業にかかる苦情についても、保育所等の窓口で受付をする旨を周知してください。
49	運営について	初回面談は当日の利用前に実施してもよいか。	利用時間の前であれば当日でも構いません。
50	運営について	親子通園における「利用の条件」において、明確にルールを設ける必要があるか。２回目以降の利用でも親子通園を行ってよいか。	事業や制度の目的・意義に沿っていれば、事業所判断で対応して構いません。ただし、こどもの育ちの観点から、親子通園が長期間続く状態や利用の条件になることがないよう留意してください。
51	運営について	全体的な計画及び一人ひとりの子どもの実態に応じた指導計画とはどのようなものか。	こども家庭庁「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」P45「５．計画と記録」をご参照ください。 掲載URL　https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/daredemo-tsuen
52	運営について	飲み物（お茶等）は施設で提供するのか。	施設で提供するか水筒（マグ）を持参させるか等、事業者で判断してください。
53	運営について	給食の提供に代わり、保護者に弁当等を持参させてもよいか。	弁当やおやつを持参してもらうことは可能です。
54	運営について	預かり時間内に体調不良が生じた場合（発熱や嘔吐等）、お迎えの判断は施設側で行ってよいか。	通常保育と同様、施設で判断してください（事前に周知しておくことが望ましいです）。
55	運営について	医療的ケア児の受入れに看護師の配置は必須か。その場合、看護師がいなければ受入れを断ってよいか。	子どもに応じた医療的行為を行うことができる職員が必要であり、職員の受入体制が整わない場合、受入不可はやむを得ないものと考えます。
56	キャンセルについて	キャンセル対応について統一したルールはあるか。	当日キャンセルの場合は、予定通り利用したものとみなして利用可能時間を差し引き、基本単価及びこれに加算する額について、給付の対象とすることができます。キャンセル料を徴収する場合は、キャンセル料が発生する時期や金額をあらかじめ運営規程等に定めてください。
57	キャンセルについて	キャンセルの場合の振替は可能か。	１日あたりの認可定員の範囲内で空き枠があれば、利用していただいて構いません。ただし、当日キャンセルの場合は予約通りの利用時間が差し引かれますので振替は行えません。
58	保護者の費用負担	利用料や昼食・おやつ代など実費となる費用を徴収することは可能か。	利用料は、事業所がその額を定め（国標準額：１時間当たり300円）、保護者の同意を得て徴収することができます。実費負担についても、保護者の同意の上、必要に応じて徴収することができます。

令和８年度姫路市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）　ＦＡＱ

令和８年10月

No.	分　類	質　問	回　答
59	保護者の費用負担	利用料の減額を実施するかどうかは事業所ごとの判断でよいか。	利用料の減額を実施するか否かは、事業者の判断によります。減額を行った場合、減額した額に応じて「生活困窮家庭等負担軽減加算」が給付されます。
60	認定	乳児等通園支援事業の利用者（子ども）の登録・管理はどのように行うのか。	自治体で認定を行った利用者（子ども）について、こども誰でも通園制度総合支援システム（つうえんポータル）上に住所、氏名、生年月日等の基本情報の登録を行うとともに、利用者が子どものアレルギーや病気、配慮してほしい事項等をシステムに入力し、利用者（子ども）の情報を自治体と事業所で共有します。事業所が変わった場合は、新たな事業所もつうえんポータルを通して、利用者情報を閲覧することができるようになります。
61	認定	子どもが認定を受けているか、各種加算要件（障害児加算等）に該当するかはどこで確認できるか。	認定後、つうえんポータルの利用者ページ上で発行される「乳児等支援給付認定証」において、子どもごとの認定期間や加算の適用有無を示す欄が設けられています。その内容を利用者と事業所で共有することで、必要な支援につなげることができます。
62	利用申込・決定	利用者の募集・決定はどのように行うか。	施設のホームページ等で事前に広報した上、施設が定める時期・方法で募集し、利用者が直接施設に申し込みます。定員より利用希望者が多い場合は、先着・抽選等の方法で施設が利用者を決定します。
63	こども誰でも通園制度総合支援システム（つうえんポータル）	事業所のアカウントでどのようなことができるのか。	施設情報の公開、初回面談の受付、代理予約・キャンセル、利用実績の登録、行動記録、市への請求等を行います。
64	こども誰でも通園制度総合支援システム（つうえんポータル）	現在使用している業務支援システムで乳児等通園支援事業利用児は管理できないか。	本制度は、他自治体に居住する子どもも利用できることから（広域利用）、つうえんポータルで利用可能時間を管理する必要があり、つうえんポータルの利用は必須となります。給付費の請求もつうえんポータルを通して行います。
65	その他	２歳児を対象にプレ保育を実施している場合、本事業の対象となるか。	本事業の基準等を満たしていれば、乳児等通園支援事業として実施することができます。ただし、対象の子どもは、０歳６か月～満３歳未満となっておりますので、３歳になったお子さんが利用することはできません。
66	その他	定款変更は必ず行う必要があるか。	社会福祉法人については、乳児等通園支援事業を実施する場合、定款変更をする必要があります（ただし、認可時に間に合わない場合は、追完確約書をご提出いただいた上で、後日定款変更手続きを行っていただくことも可能です）。
67	その他	乳児等通園支援事業において、英会話や水泳等の習い事のようなことを行うことは可能か。	「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」において「リトミック教室や英語教室、スイミングスクールなどの習い事に類する内容、形態によるものをこども誰でも通園制度に当てはめて提供するなど、早期教育の場の形とすることは適切ではありません。」とされています。
68	その他	こども誰でも通園制度を実施する施設も第三者評価の努力義務対象となるのか。	「姫路市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」第６条第４項において、「乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。」とされていることから、第三者評価の努力義務が課されています。
69	その他	収支計算書又は損益計算書において、乳児等通園支援事業を経営する事業に係る区分を設ける必要があるか。また、区分が必要な場合、保育所内で乳児等通園支援事業を実施する社会福祉法人においてはサービス区分を新たに設ければ足り、拠点区分を設ける必要はないか。	特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計を他の事業の会計と区分しなければなりません。なおその際、保育所内で乳児等通園支援事業を実施する社会福祉法人においては、必ずしも拠点区分を新設する必要はなく、サービス区分を新たに設けることで他事業の会計と区分することが考えられます。